

報告第20号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月17日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容 等
第15号	令和元年12月3日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和元年8月15日、養父市大屋町夏梅地内で発生した農道管理瑕疵の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 43,334円 (過失割合) 市 20% 相手方 80% (相手方) [Redacted] [Redacted]